

条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日までの間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

(4) 選挙区の設置について

特例期間終了後は、次の区域による選挙区を設置して選挙を行う。

選挙区ごとの定数は次のとおりとする。

一の宮選挙区9名

黒川選挙区6名、内牧選挙区3名、山田選挙区3名、永水尾ヶ石選挙区5名

波野選挙区4名

9 地方税の取扱い

(1) 3町村で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 個人町村民税の納期については、一の宮町の例による。

イ 固定資産税の納期については、一の宮町及び阿蘇町の例による。

ウ 入湯税の税率及び納期については阿蘇町の例による。

(2) 国土調査については新市に引き継ぎ、新市において早急に調査を完了するものとする。また、基準点の管理についても新市において引き続き事業を実施するものとする。

(3) 納税組合については、存続させるものとする。

納税組合奨励金交付方法等については、合併までに調整する。

(4) 個人町村民税及び固定資産税にかかる全期前納報奨金については廃止する。

10 一般職員の身分の取扱い

一般職の身分については、次のとおりとする。

(1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項により、すべて新市の職員として引継ぐものとする。

(2) 職員定数は合併時の職員実数とし、合併までの新規採用は今後の退職者分を上限とするとともに、合併後の職員数については、定員モデル及び類似団体の定員を目標に定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

(3) 職員の給与については、職員の処遇及び適正化の観点から調整し、統一を図る。

(4) 職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。

11 特別職等の身分の取り扱い

(1) 市長のほか、常勤の特別職として助役、収入役、教育長を置く。

(2) 三役及び教育長の人数、任期については、各法令の定めるところによる。合併